**和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　知事は、公益社団法人和歌山県スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）、スポーツ協会への加盟団体、国際競技団体（ＩＦ）、中央競技団体（ＮＦ）、地域ブロック競技団体、大会実行委員会等が行う国際競技大会、全国大会及び西日本大会等の開催を支援することにより、本県における競技力の向上、選手、役員及び観客等が来県することによる地域の活性化を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるもので、原則として１団体当たり各号につき１事業とする。

（１） 国際競技大会開催事業

　国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）承認の国際競技団体（ＩＦ）、中央競技団体（ＮＦ）が主催する大会を、県内の競技団体等が招致開催し、世界レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業

（２） 全国大会等開催事業

　スポーツ協会又はスポーツ協会への加盟団体、中央競技団体（ＮＦ）、大会実行委員会等が主催（共催・主管）する全国から選出された個人・団体が出場する大会を、県内の競技団体等が招致開催し、全国レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業

（３） 西日本大会等開催事業

　スポーツ協会又はスポーツ協会への加盟団体、地域ブロック競技団体、大会実行委員会等が主催（共催・主管）する西日本等から選出された個人・団体が出場する大会を、県内の競技団体等が招致開催し、西日本レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業

２　補助金の交付対象となる事業は、前項に定めるもののうち、次の各号に掲げる事項を全て満たす事業とする。

1. 寄附（チャリティー）を目的としていないこと。

（２）　営利を目的としていないこと。

（３）　宗教的又は政治的意図を有していないこと。

（４）　公序良俗に反しないこと。

（５）　選手相互の親睦のみを目的としていないこと。

（６）　他の県費助成金等を得ていないこと。

（７）　この補助金がなくても実施可能であること。

３　交付の対象となる事業の実施期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（補助対象団体の要件）

第３条　補助金の補助対象となるのは、スポーツ協会又はスポーツ協会への加盟団体等とし、以下の要件を全て備えていること。ただし、地方公共団体及び地方公共団体に準ずるものとして知事が定める団体は、補助対象団体となることができない。

（１）　定款又はこれに類する規約等を有していること。

（２）　代表者及び事務所が明らかになっていること。

（３）　会計、監査組織を有すること。

（４）　政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、別表１に定めるところによる。

２　補助対象外経費は、別表２に定めるところによる。

３　事業費として計上できない経費は、別表３に定めるところによる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条第１項の補助対象経費の２分の１以内であり、かつ団体の自己負担額（事業経費から次項に定める収入を差し引いた金額）以内とし、事業別の限度額を別表４のとおりとして、予算の範囲内で決定する。（千円未満の端数は切り捨てる。）

２　収入とは、入場料、参加費、寄附金、広告料、他の助成金等とする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）　事業計画書（別記第１号様式）

（２）　収支予算書（別記第２号様式）

（３）　申請団体概要（別記第３号様式）

（４）　その他知事が必要と認める書類

２　前項に掲げる書類の提出期限は、知事が別に定める。

３　交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第７条　規則第８条に規定する申請取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から３０日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければいけない。

（交付の条件）

第８条　規則第６条に規定する補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）　補助を受けようとする事業のポスター、チラシ、プログラム等の印刷物に、その事業が「和歌山県スポーツ大会開催事業補助事業」である旨の表示をすること。

（２）　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合において、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（３）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（４）　当該補助事業の完了により補助団体に相当の利益が生ずると認められる場合は、知事は先に交付決定した額を減額することができること。

（５）　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

（実績報告）

第９条　規則第１３条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類等は次のとおりとする。

（１）　事業報告書（別記第５号様式）

（２）　収支決算書（別記第６号様式）

（３）　事業対象経費にかかる領収書等証憑書類の写し

（４）　その他知事が必要と認める書類

２　前項に掲げる書類は、当該補助事業完了後、速やかに提出すること。

（補助金の額の確定）

第１０条　知事は、前条による報告を受けた場合においては、規則第１４条に基づき適切な調査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体に通知する。

（補助金の交付）

第１１条　補助金は、前条により補助金の額が確定し、規則第１６条に規定する補助金交付請求書の提出後に交付するものとする。ただし、国際競技大会開催事業については、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、概算払又は前金払により補助金を交付することができる。

（その他）

第１２条　この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年２月１３日から施行し、平成２４年度の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年２月１８日から施行し、平成２５年度の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年２月２３日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年２月　１日から施行し、平成２８年度の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年１月３１日から施行し、平成２９年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和３年１月３１日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和４年１月３１日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和６年２月１６日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和６年７月１日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。

【別表１】

補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経 費 項 目 | 説　　　　　明 |
| 謝金 | 審判謝金、競技運営に必要な監視員謝金、通訳謝金など、個人に対して支払う謝金等 |
| 旅費 | 交通費、宿泊費等 |
| 設営費 | 会場設営費、会場撤去費等 |
| 印刷費 | チラシ、ポスター、プログラム等の印刷代、複写費、製本費等 |
| 宣伝費 | 広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、デジタル媒体等）、入場券販売手数料、立看板費等 |
| 通信運搬費 | 文書等の送料、事業に必要な物品等の搬送料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合の車両の借り上げ料、バス借り上げ料、（原則として県内の移動及び送迎に限る。）、動画制作・配信等に係る経費 |
| 消耗品費 | 材料費、競技用具、賞品代（メダル、トロフィー等）、動画制作・配信に係る経費、 |
| 委託費 | 競技運営に係る委託費、動画制作・配信に係る経費 |
| 保険料 | 役員、運営スタッフ等に係る傷害保険及び賠償責任保険料 |

【別表２】

補助対象外経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経 費 項 目 | 説　　　　　明 |
| 謝金 | 駐車場整理及び会場整理（会場整理員、会場警備員等）にかかる経費（特に必要な場合に限る。）等 |
| 旅費 | 特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）等 |
| 記録費 | フィルム、写真用紙及びＣＤ－Ｒ等の購入、フィルム現像代、写真焼付け代、報告書作成など記録に要する経費 |
| 使用料及び賃借料 | 主催団体及び共催団体の構成員、職員及びスタッフが移動のために使用する車両等の借り上げ料等 |

【別表３】

　※事業費として計上できない経費

○主催団体（共催団体）構成員に支払う経費：謝金（審判を除く。）、旅費（審判及び大会運営のため県外から招へいする役員を除く。）等

○主催団体又は共催団体の「役員又は職員」が代表を務める他団体への支出（公共施設の指定管理者である団体への使用料及び賃借料を除く。）

○食料費・接待費の類：接待費、打ち上げなどのパーティーにかかる経費、弁当代等

○団体運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、事務職員人件費等

○備品購入費：一件の金額が３万円以上の機械、器具、什器等

○その他経費の類：礼状送付通信費、ガソリン代、賞金、参加賞代、記念品代、個人への花束代等

○領収書等がないなど、支出の事実が証明できない経費

【別表４】

|  |  |
| --- | --- |
| （１）　国際競技大会開催事業 | １，０００万円 |
| （２）　全国大会等開催事業 | １００万円 |
| （３）　西日本大会等開催事業 | ７０万円 |

別記第１号様式（第６条関係）

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | １．国際競技大会開催事業　　２．全国大会等開催事業　３．西日本大会等開催事業 |
| 事業名 |  |
| （趣旨・目的） | |
| （実施時期） | |
| （実施場所・施設名） | |
| （実施内容） | |
| （達成目標）【事業への参加者数や参加者へのｱﾝｹｰﾄ結果（満足した人の割合）等、可能な限り定量的なもの】 | |
| （共催者・後援者・協賛者等） | |

※実施内容欄には、事業規模（参加する選手・役員関係者数、観客者数など）が分かるよう具体的に記載してください。

別記第２号様式（第６条関係）

収　支　予　算　書

（収入） （支出）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 内　　　　訳 | | 予算額 |  | 項目 | | 内　　　　訳 | 予算額 |
| 入場料収入 |  | | 千円 | 助助成対象経費 | 謝金・旅費 |  | 千円 |
| 設営費 |  |  |
| その他の収入 | ［共催者負担金］ | |  | 印  刷  費 |  |  |
| 宣  伝  費 |  |  |
| ［共催者以外の補助金・助成金］ | |  |
| 通信運搬費 |  |  |
| ［寄附金・協賛金］ | |  |
| ［プログラム等売上収入］ | |  |
| 使用料及び賃借料 |  |  |
| ［参加料］ | |  |
| ［広告料・その他］ | |  |
| 消耗品 |  |  |
| 委託費 |  |  |
| 小計（イ） | | |  | 保険料 |  |  |
| 小 計（A） | | |  |
| 自己負担金  (ﾛ) | |  |  | 助成対象外経費  （Ｂ） | |  |  |
| 総額（イ）＋（ロ） | | |  | 総額（A）＋（B） | | |  |

※　収入・支出の内訳・内容欄には、収入・支出の内容とともに、単価・数量を併せて記載してください。

別記第３号様式（第６条関係）

申 請 団 体 概 要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名 | |  |
| 代表者職・氏名 | |  |
| 住所（所在地） | | 〒 |
| 電話番号 | |  |
| ホームページアドレス | |  |
| 団体設立年月日 | |  |
| 組  織 |  | |
| 沿  革 |  | |
| （事務担当者連絡先）  役　　職：  氏　　名：  住　　所：　〒  電話番号：  e-mailアドレス： | | |

（添付書類） （１）定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約

（２）直近年度の収支決算書

なお、実行委員会形式で応募する場合は、中核団体概要１枚、実行委員会概要１枚の計２枚が必要。

別記第４号様式（第６条関係）

和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付決定前事前着手届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　年　　月　　日付けで交付申請した標記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付要綱第６条第３項の規定により届けます。

記

１　交付申請した事業が不採択となった場合及び交付決定した補助金が交付申請額に達しない場合において、異議がないこと

２　当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

　事業名

　事前着手理由

別記第５号様式（第９条関係）

事　業　報　告　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | １．国際大会等開催事業　　　２．全国大会等開催事業　３．西日本大会等開催事業 |
| 事業名 |  |
| 実施日時 |  |
| 実施場所 |  |
| 実施内容 |  |
| 事業成果 | 【事業計画書に記載した達成目標に対する結果とそれに対する考察等】 |
| 【その他、事業の結果として達成できたことや、地域への波及効果、今後の見通し等をご記入ください。】 |

※　この用紙に書ききれない場合は、別の用紙（日本産業規格Ａ４。様式自由）に記入してください。

別記第６号様式（第９条関係）

収　支　決　算　書

（収入） （支出）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 内　　　　訳 | | 決算額 |  | 項目 | | 内　　　　訳 | 決算額 |
| 入場料収入 |  | | 円 | 助助成対象経費 | 謝金・旅費 |  | 円 |
| 設営費 |  |  |
| その他の収入 | ［共催者負担金］ | |  | 印  刷  費 |  |  |
| 宣  伝  費 |  |  |
| ［共催者以外の補助金・助成金］ | |  |
| 通信運搬費 |  |  |
| ［寄附金・協賛金］ | |  |
| ［プログラム等売上収入］ | |  |
| 使用料及び賃借料 |  |  |
| ［参加料］ | |  |
| ［広告料・その他］ | |  |
| 委託費 |  |  |
| 消耗品 |  |  |
| 小計（イ） | | |  | 保険料 |  |  |
| 小 計（A） | | |  |
| 自己負担金  (ﾛ) | |  |  | 助成対象外経費  （Ｂ） | |  |  |
| 総額（イ）＋（ロ） | | |  | 総額（A）＋（B） | | |  |

※　収入・支出の内訳・内容欄には、収入・支出の内容とともに、単価・数量を併せて記載してください。